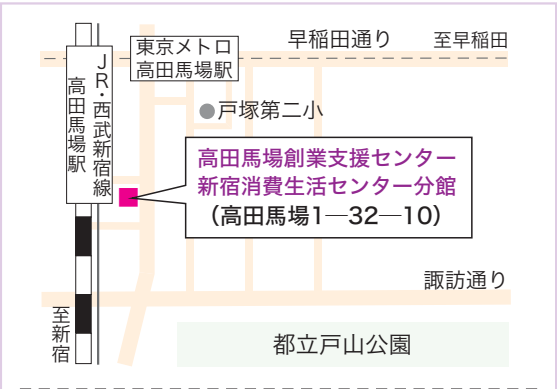




10月1日(土)からの電話・ファックス番号

高田馬場創業支援センター
【電話番号】 ☎（3205） 3031
【ファックス番号】 ☎（3205） 1007
【利用時間】 午前8時30分～午前0時

新宿消費生活センター分館
【電話番号】 ☎（3205） 1008
【ファックス番号】 ☎（3205） 1007
【利用時間】 午前8時30分～午後9時45分

リニューアルオープン
新宿消費生活センター分館

高田馬場創業支援センターの併設施設として、10月1日(土)、リニューアルオープンします。

●主な設備

- ▶会議室1室(定員36名)
- ▶調理室兼商品テスト室1室(調理台4台)

※会議室等の利用時間区分・利用料金に変更があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎分館2階) ☎(5273)3834・☎(5273)3110へ。

10月から 毎月第4日曜日に 区役所本庁舎の一部の窓口を 開設します★★★10月は23日★★★

★★★取り扱い事務★★★

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱いえない場合があります。

※手続きの際の注意事項（★1～★5）を右枠内でご案内しています。

住民記録

- 転入・転出・転居・世帯変更の届け出（★1）

※日本国籍の方のみ取り扱います。付記転入届は取り扱いません。

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付（★1・★2）

※広域交付住民票の写しは発行できません。

- 不在住証明書の交付
- 印鑑登録申請・廃止の届け出（★3）
- 印鑑登録証明書の交付（★4）
- 自動交付機の利用登録申請（★3）

【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）
☎（5273） 3601・☎（3209） 1728へ。

外国人登録

- 外国人登録原票記載事項証明書の交付（★1・★2）

※帰化申請等で必要な手書きの証明書は発行できません。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）
☎（5273） 4094・☎（3209） 1728へ。

●施設の概要

▼シェアード（共有）オフィス等
施設の利用承認を受けた方が、共同で利用できるシェアードオフィス（10席）、会議室兼商談室（18席）、交流スペースを提供します。インターネット回線（無線LAN・一部有線）・共用プリンター（有料）も設置しています。

▼個室オフィス（2室）
施設の利用承認を受けた方が、シェアードオフィスのほかに利用できます。

▼相談室
起業支援の専門家が常駐しています。

▼資料スペース
経済紙・ビジネス誌・書籍等を設置しています。

●利用できるサービス

▼経営・ビジネス等のアドバイ
起業支援の専門家や中小企業診断士等が、経営・営業・起業手続きなどの相談に応じます。

▼区内企業との連携による支援
施設利用者と区内企業等との連携を図り、経営活動・人脈の拡大等を支援します。

▼情報の提供・発信
セミナー等を開催し、ビジネスに役立つ情報を提供するほか、専用ホームページを開設し、施設利用者の事業概要や活動内容等の情報を発信します。

▼地域との交流等
同センターの周辺にお住まいの方との交流会や、消費者団体等との連携を深めるイベント等を企画します。

▼ビジネスコンビニ機能
電話の取り次ぎ・郵便物の受け取り代行のほか、通訳・翻訳等（有料）が利用できます。

●使用料金
シェアードオフィス等利用者は月額1万円
※個室オフィスを利用する場合は、月額2万円を加算します。

成功する創業と事業継承のために

**10月1日
オープン**

高田馬場創業支援センター

区シルバー人材センター移転後の跡地を活用し、区内で創業する方や創業間もない方、事業継承や経営改革を目指す方を支援する高田馬場創業支援センターを、10月1日(土)、開設します。

オフィススペースの提供だけでなく、専門の職員が創業に必要な経営相談や情報提供を行い、創業の準備段階から経営革新まで、必要なノウハウの習得を支援します。施設の利用方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】産業振興課産業振興係（西新宿6―8―2、BIZ新宿4階）
☎（3344） 0701・☎（3344） 0221へ。



平日に区役所に来庁できない方のため、10月から、毎月第4日曜日に休日窓口を開設し、一部の事務を取り扱います。

【開設日時】 毎月第4日曜日午前9時～午後5時

【開設場所】 区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は、1階に臨時窓口を設置)

※特別出張所では休日の窓口開設は行いません。ご注意ください。

※来庁の際は、本庁舎1階の出入口をご利用ください。第1分庁舎やサブナードからの連絡通路は利用できません。

◎本人確認ができる書類等が不足すると、届け出や証明書の請求をお受けできない場合があります。事前に担当係へお問い合わせください。

★1 窓口に来られる方の【本人確認ができる書類】を必ずお持ちください。代理人の場合は委任状と代理人の本人確認ができる書類をお持ちください。詳しくは、事前にお問い合わせください。

【本人確認ができる書類】

- 1点でよいもの…有効期限内の運転免許証・旅券・住民基本台帳カード（写真付き）・身体障害者手帳・外国人登録証明書など
- 2点必要なもの…有効期限内の健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・住民基本台帳カード(写真なし)・学生証(写真付き)など

★2 請求できる方は、住民票の写し・外国人登録原票記載事項証明書は本人か同一世帯の家族、戸籍謄本等はその戸籍に記載されている方とその方の配偶者、直系血族(関係が確認できる書類をお持ちください)に限ります。

★3 即日で登録を完了するためには、ご本人が直接申請し、上記★1【本人確認ができる書類】の「1点でよいもの」で本人確認ができることが必要です。

★4 印鑑登録証明書の交付申請の際は、印鑑登録証(カード)をお持ちください。

★5 婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・協議離婚届・認知届、不受理申出(取下)で窓口に来られる場合は、上記★1【本人確認ができる書類】をお持ちください。